

生駒市学研高山地区に係る調査結果まとめ

学研高山地区内の環境保全の状況を確認するため、大気質、河川水質、地下水について本市が実施する調査結果

【大気質】（調査項目、調査地点図：資料2 P1～2 調査結果：P20～21）

（一般環境の大気質調査）

調査地点 高山サイエンスプラザ屋上

頻度 12 回／年

結果 窒素酸化物、硫黄酸化物の簡易測定値は、環境基準と測定方法が異なり単純比較できないが、全調査月で環境基準値以下であった。

（沿道の自動車排ガス調査）

調査地点 R163 号と市道芝・庄田線の交差点東詰め

頻度 1 回／年（7 日間連続測定）

結果 調査項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質）全てにおいて、環境基準以下で良好な環境が保たれた。

【水質（河川・調整池）】（調査項目、調査地点図：資料2 P1、3 調査結果：P24～28）

（河川等 生活環境項目調査）

調査地点 西浦川、山田川、調整池

頻度 4 回／年

結果 環境基準の類型指定はないが、農業用水基準との比較において、西浦川は農業用水基準をすべて満足した。
山田川と調整池は水素イオン濃度が 4 回測定のうち 1 回、農業用水基準を上回ったが過年度値の範囲内であった。

水素イオン濃度に関しては、水温の上昇で藻類の光合成活動が活発になり、水中の炭酸イオンを藻類が取込んで数値が上昇したものと考えられる。山田川、調整池とも過年度最大値より低く、異常はみられなかった。

（河川・調整池 人の健康の保護に関する環境基準項目調査）

調査地点 西浦川

頻度 1 回／年

結果 人の健康の保護に関する項目は全ての項目において基準を満足しました。

【水質(井戸水)】(調査地点、調査地点図:資料2 P1、3 調査結果:P33~38)

(水道法第4条の規定に基づく「水質基準に関する省令」の項目調査)

調査地点 No.1 井戸(農園)、No.2 井戸(大学院大学)、No.3 井戸(個人)

頻度 1回/年

結果 すべての井戸で鉄、マンガンが水道水質基準を超過したが過年度値の範囲内であった。また、No.3 井戸で臭気異常(金属臭)があった。これらの原因は、地質に鉄分及びマンガンを含むことが原因と考えられる。

★一般環境大気及び自動車排ガス調査、水質調査において異常はみられなかったが、井戸水調査で一部の項目で基準を越えた。事業活動というよりは地質の影響と考えられるが、今後とも注視していく。

<奈良先端科学技術大学院大学に係る調査>

環境保全協定に基づく学校敷地内の実験排気、実験排水の本市調査結果とRI(ラジオアイソトープ)に関する大学院大学調査結果

【実験排気】(調査項目、調査地点図:資料2 P4、5 調査結果:P39、40)

(実験排気項目調査)

調査地点 P2 排気口直下、屋上排気口 (バイオサイエンス研究棟)

頻度 12回/年

結果 P2 排気口直下、屋上排気口とも大腸菌群については検出されず、一般細菌については0~2個/皿であり、過年度の調査結果の範囲内で特に異常はみられなかった。

【実験排水】(調査項目、調査地点図:資料2 P4、5 調査結果:P41)

(実験排水項目調査)

調査地点 モニター槽流入直前

頻度 12回/年

結果 水素イオン濃度は6.4~7.1、大腸菌群数は検出されず、一般細菌は11~470個/mL、遊離残留塩素は0.1~1.0mg/Lであり、過年度調査結果の範囲内で異常はみられなかった。

【RI関係】(調査項目、調査地点図:資料2 P4、5 調査結果:P42)

(RI管理区域内及び周辺区域空間線量率調査)

調査地点 RI管理区域内及び周辺区域 41地点

頻度 12回/年

結果 管理区域内及び周辺区域の全地点で法令規制値の超過はなかった。

(RI 関係排気口 放射能濃度調査)

調査地点 排気口

頻度 常時

結果 排気口の γ 線、 β (γ)線、ヨウ素について、法令規制値の超過はなかった。

(RI 関係希釈槽 放射能濃度調査)

調査地点 希釈槽

頻度 排水時

結果 希釈槽の γ 線、 β 線について、法令規制値の超過はなかった。

★奈良先端科学技術大学院大学の実験排気、実験排水及び RI 施設の調査結果から環境保全協定が適正に履行されていることを確認しております。

<参天製薬株式会社に係る調査>

環境保全協定に基づく事業所敷地内の実験排気及び実験排水の本市調査結果とボイラー排ガス及び騒音・振動の事業者調査結果

【実験排気】(調査項目、調査地点図：資料2 P6、7 調査結果：P43～45)

(実験排気の細菌調査)

調査地点 排気口直下(南棟)

頻度 12回／年

結果 排気口直下における細菌調査では、大腸菌群は検出されず、一般細菌が 0～2 個/皿の検出があり、過年度調査結果の範囲内であった。

(保存効力試験室の細菌調査)

調査地点 保存効力試験室床、安全キャビネット内、保存効力実験室排気口直下

頻度 4回／年

結果 保存効力試験室床及びその排気口直下で黒カビが検出されたが、過年度調査結果の範囲内であった。

【実験排水】(調査項目、調査地点図：資料2 P6、7 調査結果：P46)

(実験排水項目調査)

調査地点 処理水槽流入前(南棟)

頻度 12 回／年

結果 水素イオン濃度は 6.6～7.1、大腸菌群数は 0～12個/mL、一般細菌は26～400個/mL、遊離残留塩素は 0.2～0.9mg/L の範囲で、過年度調査結果の範囲内であった。

【ボイラー排ガス】（調査項目：資料2 P6 調査結果：P47）

（ボイラー排ガス項目調査）

調査地点 排煙測定口（北棟 4 箇所、南棟 1 箇所）

頻度 2回／年

結果 ダスト濃度、窒素酸化物濃度の排出基準以下であった。

【騒音・振動】（調査項目、調査地点図：資料2 P6、7 調査結果：P47）

（騒音及び振動調査）

調査地点 No.1、No.2、No.3（敷地境界）

頻度 1回／年

結果 全時間区分において、特定工場等から発生する騒音・振動に係る規制基準値以下であった。

★参天製薬株式会社の実験排気、実験排水、ボイラー排ガス及び特定施設の騒音振動の調査結果において環境保全協定が適正に履行されていることを確認しております。

＜上六印刷(株)に係る測定＞

環境保全協定に基づき、産業施設の稼働に伴い発生する騒音等が法定基準を満たすことを確認するための悪臭、騒音・振動の事業者調査結果

【悪臭項目】（調査項目、調査地点図：資料2 P8、9 調査結果：P48）

（悪臭項目調査）

調査地点 敷地境界（東）、敷地境界（南）

頻度 1 回／年

結果 悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準以下であった。

【騒音・振動項目】（調査項目、調査地点図：資料2 P8、9 調査結果：P48）

（騒音・振動項目調査）

調査地点 敷地境界（東）、敷地境界（南）

頻度 1 回／年

結果 全時間区分において、特定工場等から発生する騒音・振動に係る規制基準値以下であった。

★上六印刷株式会社が悪臭、騒音・振動調査結果から環境保全協定が適正に履行されていることを確認しております。

<株式会社バーレープラスに係る調査>

環境保全協定に基づき、産業施設の稼働に伴い発生する排ガス等が法定基準を満たすことを確認するための排ガス、悪臭、水質、騒音・振動の事業者調査結果

【排ガス項目】（調査項目、調査地点図：資料2 P10、11 調査結果：P49）

（大気排ガス項目調査）

調査地点 No.1 ディッピング総合排気ダクト排出口
（※ディッピング⇒加熱した金型を樹脂槽に浸して成型する工程）
頻度 1回／年
結果 全ての項目で大気汚染防止法に係る排出基準値以下でした。

【悪臭項目】（調査項目、調査地点図：資料2 P10、11 調査結果：P51、52）

（悪臭項目調査）

調査地点 No.1 ディッピング総合排気ダクト排出口、No.2 敷地境界
頻度 1回／年
結果 排出口及び敷地境界とも悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準値以下でした。

【水質項目】（調査項目、調査地点図：資料2 P10、11 調査結果：P53）

（水質項目調査）

調査地点 No.1 放流口
頻度 1回／年
結果 事業所敷地に降った雨水の最終枡の水質結果は、全て排水基準値以下であった。

【騒音・振動項目】（調査項目、調査地点図：資料2 P10、11 調査結果：P54）

（騒音・振動項目調査）

調査地点 No.1 敷地境界、No.2 敷地境界、No.3 敷地境界、No.4 敷地境界
頻度 1回／年
結果 全時間区分において、特定工場等から発生する騒音・振動に係る規制基準値以下であった。

★株式会社バーレープラスの排ガス、悪臭、排水、騒音・振動調査結果から環境保全協定が適正に履行されていることを確認しております。

<株式会社日阪製作所に係る調査>

環境保全協定に基づき、産業施設の稼働に伴い発生する排ガス等が法定基準を満たすことを確認するため、排ガス、水質、騒音・振動の事業者調査結果

【ボイラー排ガス】（調査項目、調査地点図：資料2 P12、13 調査結果：P55）

(ボイラー排ガス項目調査)

調査地点 排煙測定口(ボイラー室2箇所)

頻度 1回／年

結果 ダスト濃度、窒素酸化物濃度の排出基準以下であった。

★株式会社日阪製作所のボイラー排ガス調査結果から環境保全協定が適正に履行されていることを確認しております。

【基準を満足しなかった地点及び項目】

調査対象	地 点	項 目	調査月	測定値	農業用水基準
河川及び調整池	山田川	水素イオン濃度	2月	7.7	6.0～7.5
	調整池	水素イオン濃度	8月	8.0	6.0～7.5
調査対象	地 点	項 目	測定月	測定値	水道水質基準
井戸水	No.1 井戸	鉄及びその化合物	8月	3.3	0.3mg/L 以下
		マンガン及びその化合物		0.21	0.05mg/L 以下
	No.2 井戸	鉄及びその化合物		2.2	0.3mg/L 以下
		マンガン及びその化合物		0.31	0.05mg/L 以下
	No.3 井戸	鉄及びその化合物		1.4	0.3mg/L 以下
		マンガン及びその化合物		0.20	0.05mg/L 以下
		臭気		金属臭	異常のないこと

※農業用水基準：農業用水の要望水質(水稻)で水稻に被害を与えない限界濃度を検討し、
学識経験者の意見も取り入れて昭和 45 年 3 月に定めた基準で法的拘束力
はないが水稻の正常な生育のため望ましいかんがい用水の指標